

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
2	下水道建設課	R2.6.16	松阪市公共下水道台帳補正業務委託	管渠情報データ作成 L=13.7km 公共汚水樹データ作成 N=1245件 下水道区域データ作成 N=1式 維持管理情報データ作成 N=1式	1	R2.6.26	株式会社バスコ三重支店	津市栄町三丁目222番地	15,231,700	12,936,000	公共下水道台帳用施設平面図は、都市計画図(1/1000)を基図(ベース)として下水道管路施設の追加や修正を行っており、追加・修正データは松阪市統合型GISに反映され、全庁的に情報共有が図られている。これらの追加・修正データは公共下水道台帳や排水設備申請図書等のデータを蓄積している。また、「松阪市統合型GIS」で使用しているGISソフトウェア「PASCAL」は株式会社バスコが著作権を有しており、株式会社バスコ以外の業者が業務を実施する場合は様々なリスク(蓄積した公共下水道台帳の再構築不能、著作権使用料の負担、統合型GISからの離脱によるサービス低下)が生じ、市の負担が大きくなると考えられる。以上の理由で株式会社バスコ三重支店との随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号)	有	
2	下水道建設課	R2.7.13	松阪市公共下水道事業 神道川排水区 神道川雨水幹線管渠設計業務委託	詳細設計(開削・雨水) N=1.0式	1	R2.7.17	株式会社カギテック	松阪市田村町341番地1	2,047,100	2,040,500	当委託は、神道川雨水幹線の未整備区間において、隣接する敷地にある家屋の建替え工事計画について家主より申し入れがあった。当該路線の施工は、官民境界近接での施工となるため建物を取壊した後でないと、雨水幹線管渠の工事に着工できない。事業を合理的に進める上では、家屋の建替え工事のスケジュールに合わせる必要があると認められ、この計画でいくと競争入札を実施する期間がとれない。また当該業務は過去行った設計業務成果及び今年度行った検討業務成果を用いた設計業務であり、本業務と密接に関連する付帯業務となるため、過去に設計業務及び検討業務を行い、現地の状況に精通している株式会社カギテックと随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び6号)	無	
2	下水道建設課	R2.8.26	松阪市公共下水道事業 松阪第1処理分区 松阪1-5号汚水幹線管渠工事(その3)	内径250mm管推進工 L=80.8m マンホール設置工 N=2箇所 舗装復旧工 A=53.0㎡	1	R2.8.31	名工建設株式会社	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	50,329,400	49,940,000	本工事は、JR東海紀勢本線の天津路切道下を推進工法にて下水道管を横断する工事であり、JR東海との施工協議に於いて、施工業者の選定に条件が付されている。施工業者は、JR東海営業線内での土木工事に精通し、かつ軌道保守工事に精通している者とし施工に関しては、JR東海が認定している工事管理者、列車見張員、軌道工事管理者を専属配置する条件が付されている。当工事は、軌道下を推進工法にて横断する工事であり、直接軌道に影響のある工事であるため、JR東海と協議をしたところ営業線の保安・鉄道作業に精通しており軌道沈下等の不測の事態への対応を考慮できることが必須条件となる。上記のことから、当条件を満たし、松阪市内に軌道・土木の営業所を有する唯一の業者である名工建設株式会社との随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	有	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
2	下水道建設課	R2.8.27	塩浜排水区沖スポンプ場増設工事(下部土木)施工管理業務委託	施工管理業務 1式	1	R2.9.1	公益財団法人三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	3,502,400	3,151,500	当委託は、工事監督補助業務であり、「公共工事の品質確保に関する法律」第15号第1項において、発注事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとされ、発注関係事務を公正に行うことができる条件を満たす者を選定するよう求められている。ポンプ場建設工事における特殊性から、下水道建設課には、施工管理について、適切に実施できる能力を有する専門の技師に限りがあり十分な技術対応が困難であることから、専門知識等を有し公正な監理支援業務を委託する必要がある。公の発注に関する監督支援事務は、公正・中立性の確保とともに、その内容の守秘を担保する必要がある。また、設計図書及び三重県積算基準、設計単価表及び三重県公共工事共通仕様書などに基づき、設計積算から工事施工、検査に至る一貫した専門知識や経験を有することが求められる。工事施工状況の確認を施工の節目において実施し、施工について改善を要すると認められた事項や現地における課題事項を適切に処理できる専門的知識を有する技術者を的確に確保できるうえ、法令遵守及び秘密保持ができるなど本業務委託の執行可能な体制を有している県内団体は、公益財団法人三重県建設技術センターしかない。また、当該センターは発注者支援の資格を有し、「施工体制の確保に関する推進協議会」において公共工事発注者支援機関に認定されている。以上の理由から、公益財団法人三重県建設技術センターとの随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	
2	下水道建設課	R2.9.25	松阪市公共下水道事業 松阪第1処理分区 松阪1-5号污水幹線管渠工事(その2)	内径250mm管推進工 L=51.12m	1	R2.9.28	近鉄軌道エンジニアリング株式会社名古屋支店	四日市市鶴の森一丁目16番11号	29,785,800	29,700,000	本工事は、松阪市大津町地内における東松阪1号踏切の軌道下に推進工にて下水道管を埋設する工事のため、近畿日本鉄道との協議により、踏切保安対策については、近畿日本鉄道が認定した元請現場監督員者の資格を有する社員が所属する業者でありその監督員が工事の監督を行う条件が必要なことから、令和2年6月29日に公告し条件付一般競争入札を行ったが、参加者がなく不調となった。このため、工事量・工期の見直しを行い再度公告による条件付一般競争入札を行ったが、令和2年9月3日の開札結果は、近鉄軌道エンジニアリング株式会社1社のみで参加で予算超過による入札不調となった。再度工事量の見直し検討を試みたが、1回目入札予定であった工事量を他の業者と契約しており、本工事は既に必要最低限の工事量であることから見直すことができないこと、近畿日本鉄道から認定を受けた元請監督員者が常駐で監督をしなければならない為入札参加者がいない可能性があることから、「建設工事における入札不調の入札及び契約事務の取り扱いについて」に基づき、一般競争入札で予算超過となった応札者である近鉄軌道エンジニアリング株式会社との交渉を行い、一般競争入札で設定した予定価格範囲内で随意契約を締結した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	有	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
2	下水道建設課	R2.10.21	塩浜排水区沖スポンプ場増設工事 監理業務委託	工事監理業務 1式	1	R2.10.26	オリジナル設計株式会社三重営業所	津市南丸之内8番 41号倉田ビル	10,670,000	8,800,000	当委託は、ポンプ場増設に係る詳細設計業務について高い技術力が必要であることから、履行実績を求めた条件付き一般競争入札にて設計業者の選定をしており、工事監理業務においても同様に相応の技術力を要する。機械棟については1階Fより下部は土木工事、上部は建築工事となっており、下部工の施工段階において地耐力に確認・検証が必要となること、また建築確認の検査済証が交付されるのがポンプ設備工事完了後となることから、下部工、上部工、ポンプ設備工と継続した工事監理が必要となる。以上のことから、本工程監理業務委託を「沖スポンプ場増設詳細設計業務委託」の設計者であるオリジナル設計株式会社三重営業所との随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	有	
2	下水道建設課	R2.12.4	松阪市公共下水道事業 松阪第1処理 区分区 h09号汚水枝線管渠工事	内径150mm管布設工 L= 35.3m マンホール設置工 N= 3箇所 汚水樹設置工 N= 1箇所	1	R2.12.4	富山技建株式会社松阪支店	松阪市上川町 2739番地16	2,900,700	2,408,634	令和2年10月14日、熊津町で行われている家屋新築に伴い、公共下水道接続の為、公共汚水樹設置申請書の提出があった。申請箇所は接続に下水本管はなかったが、供用開始区域内であった為、本管を延長し、公共汚水樹の設置を行うこととなった。当初、樹の設置完了期限が令和3年1月末日とのことであったため、11月上旬に設計・積算し、11月中旬に契約監理課に一般競争入札の執行を依頼し、12月上旬に業者決定、準備期間を経て、令和3年1月上旬に施工する計画となっていた。11月に入り、申請者の代理者である排水設備業者から、公共汚水樹の設置位置を再検討しているため、少し待って欲しいとの依頼があり、11月16日現樹設置位置が決定。この時点で、一般競争入札による12月上旬入札で施工業者を決定し、1月末までは工事を完了する予定であった。しかしながら、11月末に排水設備業者から、新築工事の工期は令和3年1月末であるが、1月上旬から外構工事外構工事が着手されるため、下水工事はどうしても令和3年12月末までに完成してもらいたい、新築工事の工期を遅らせる事出来ないかどうかお願したいとの申し出があった。下水工事は、着手まで進捗遅延、地元認知、資材の手配等準備期間として最低2週間程度は必要であり、入札により施工業者を決定すると、最速で準備を行っても工事着手が令和3年1月上旬、完成は1月中旬以降以降となり、そこから外構工事の着手となり、新築工事の工期及び、施工への引渡し等に間に合わない事から、随意契約にて本工程の契約を行い、速やかに準備、着手し、12月末までに本工程の現場の施工を完成させることとした。なお、施工については、本工程監理業務所に近接する箇所において下水道管整備工事を施工中で、現場事務所、資材置き場等も確保済みであり、重機等の運搬も容易にでき、経費等の削減が見込める富山技建株式会社と随意契約を行うこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	無	